

子ども若者・教育

妊娠前～出産

妊娠

■妊活オンライン相談

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2446 ☎5432-3102

妊活や不妊治療、将来の妊娠に向けた健康管理やメンタルケア、パートナーとの関係などについて、専門職（不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等）に匿名で気軽に相談できます。

●相談方法：テキストメッセージ、Zoom、電話（いずれも相談回数は無制限、無料）

●利用方法：

①専用のLINEアカウントを友だち追加（LINE ID または右記二次元コードから）

②会員登録

③クーポンコード

「stgy世田谷区〇〇」を入力

（〇〇はお住まいの町名）



LINE ID @stgy-famione、
または二次元コードから

■妊娠の届出・母子健康手帳（親子健康手帳）の交付

総合支所健康づくり課（➡43頁）

妊娠されたら、「妊娠届出書」を母子健康手帳の交付窓口で記入し提出してください。マイナンバー（個人番号）確認、本人確認を行います。「母子健康手帳（親子健康手帳）」と妊婦健康診査等の受診票等が入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします。

〈交付窓口〉

総合支所健康づくり課（➡43頁）

総合支所くみん窓口区民担当（➡42頁）

出張所（➡50頁～）

まちづくりセンター（太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く）（➡52頁～）

■ネウボラ面接（妊娠期面接・妊娠8か月時面談・産後面接）

総合支所健康づくり課（➡43頁）

「ネウボラ※面接」として、妊婦の方への「妊娠期面接」、産婦の方への「産後面接」を実施しています。ご希望の方には「妊娠8か月時面談」も行います。ネウボラ面接を受けた方に妊婦支援給付金（1回目）（➡141頁）の申請案内をお渡ししています。お子様が2歳になるまでに面接を受けた方には、地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」（➡142頁）を面接後にお渡しします。

※「ネウボラ」とは、フィンランド語で『相談・

アドバイスの場所』の意味です。

■両親学級

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2446 ☎5432-3102

妊娠された方とそのパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や出産に必要な知識を学べる「両親学級」を開催しています。対象や日程については区ホームページをご確認ください。

妊婦等の医療、健康診査

■妊婦健康診査

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2446 ☎5432-3102

都内委託医療機関等での14回分の受診票と超音波検査4回分及び子宮頸がん検診1回分の受診票を母子健康手帳とともに交付します（受診票に記載されている検査項目を実施した場合に、一定金額を上限として助成するもので、医療機関での指導内容や検査項目により自己負担が発生します）。

都外の医療機関（里帰り先等）にて受診票を使用せず受診した場合は、費用の一部を助成します。また、多胎妊娠された方には、妊婦健康診査受診票14回分を超えて自費で受診した際に要した費用の一部を助成します。

申請期限：出産した日から1年以内。

■産前・産後歯科健康診査

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2442 ☎5432-3102

指定歯科医療機関で、妊娠中と出産後各1回、無料で歯科健康診査を受診できる受診券を交付します。

〈対象〉

区内に住所のある妊婦及び出産後1年以内の産婦

〈受診券の配布方法〉

●「母と子の保健バッグ」に2回分の受診券が入っています。

●転入等で受診券をお持ちでない方は、受診券をお送りしますので、お問い合わせください。

■妊娠高血圧症候群等の医療費の助成

総合支所健康づくり課（➡43頁）

妊娠高血圧症候群、糖尿病、心疾患等にかかっている妊産婦が医療機関に入院した場合、医療費の助成を受けられます。

※所得制限、入院日数等受給要件あり。

■保健指導票の交付

総合支所健康づくり課 (⇒43頁)

低所得の方等の妊婦健診、乳児の健康診査等の費用を助成する制度です。

出産

■出生届

出生届 (⇒72頁) をご提出ください。

■出産費の貸付け (国民健康保険)

国保・年金課管理係

☎5432-2328 ☎5432-3038

国民健康保険等の出産育児一時金 (⇒108頁 表6-4) の支給対象となる方で、直接支払制度・受取代理制度が利用できない場合、出産育児一時金が支給されるまでの間、資金の一部をお貸しします。

〈対象〉

- 出産予定日まで1か月以内の方
- 妊娠85日以上で医療機関等に出産にかかわる一時的な支払いが必要になった方 (死産・流産等)

■産前産後期間の国民年金保険料の免除

国保・年金課国民年金係

☎5432-2356 ☎5432-3051

第1号被保険者は届出により、平成31年4月以降の期間において、出産月 (予定も含む) の前月から4か月間 (多胎妊娠のときは出産月の3か月前から6か月間) の国民年金保険料が免除されます。届出は出産予定日の6か月前から受け付け、届出期限はありません (マイナポータルによる電子申請または郵送による届出も可)。 (⇒112頁)

〈対象〉

- 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 (妊娠85日以上での死産・流産等を含む)

■産前産後期間の国民健康保険料の免除

国保・年金課資格賦課

☎5432-2331 ☎5432-3038

出産月 (予定も含む) の前月から4か月間 (多胎妊娠のときは出産月の3か月前から6か月間) の国民健康保険料が免除されます。届出は出産予定日の6か月前から受け付け、出産後も届出可能です。 (⇒106頁)

〈対象〉

- 国民健康保険に加入中の方で、令和5年11月1日以降に出産予定の方・出産された方 (妊娠85日以上での死産・流産等を含む)

■出産費用の援助 (入院助産)

総合支所子ども家庭支援課 (⇒43頁)

入院等の費用を支払うことが困難な妊産婦が入院して分べんする場合には、指定病院での出産費用を援助します。

※援助を受けるためには、事前相談・申請が必要です。

〈対象〉

- 住民税が非課税の世帯
- 区民税所得割額と健康保険の出産育児一時金が一定額以下の世帯

世田谷区出産費助成制度

子ども家庭課

☎5432-2309 ☎5432-3081

子どもの出産 (妊娠85日以上での流産・死産、死別等も含む。以下同じ) にかかる費用の一部を助成します。

〈対象〉

以下のいずれかにあてはまること

- ① 出産児の住所が、出生日時時点で区内にある。
- ② 妊娠85日以上での流産・死産の場合は、出産日時時点で母の住所が区内にあり、加入健康保険等から当該出産について出産育児一時金等の給付を受けている。

〈助成額〉

出産児1人つき5万円

〈申請期限〉

当該出産の日から1年以内 (災害等やむを得ない事由のある場合を除く)

産前産後のサービス

■妊婦のための支援給付

世田谷区妊婦のための支援給付事務局

(世田谷保健所健康推進課)

☎6705-0258 ☎045-683-1718

安心して出産や子育てができるよう、伴走型の相談支援を行うとともに、経済的支援として妊婦支援給付金を支給します。

支給内容	対象
1回目給付 (妊婦1人あたり現金5万円)	妊娠の届出をし、給付認定を受けた妊婦 (妊婦給付認定者) ※受診による心拍確認必須
2回目給付 (妊娠した子どもの数×現金5万円)	妊娠した子どもの数を届出した妊婦給付認定者

ネウボラ面接 (⇒140頁) および赤ちゃん訪問 (乳児期家庭訪問) (⇒142頁) 時に、申請案内をお渡ししています。



■赤ちゃん訪問(乳児期家庭訪問)

総合支所健康づくり課(➡43頁)

生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を、保健師、助産師が訪問し、育児やお母さんの健康についての相談等を行います。出産後はお早めに、「赤ちゃん訪問連絡票(出生通知票)」をオンラインでご提出ください。母子健康手帳にとじ込まれているハガキでもご提出いただけます。



オンライン提出はこちら

転入等で世田谷区以外で母子健康手帳の交付を受けた方は、健康づくり課にご連絡ください。赤ちゃん訪問(乳児期家庭訪問)を受けた方に妊婦支援給付金(2回目)(➡141頁)の申請案内をお渡ししてしています。

■せたがや子育て利用券

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2446 FAX5432-3102

各総合支所健康づくり課でネウボラ面接を受けた妊婦・出産後転入した2歳までのお子さんがいるご家庭に、地域の産前・産後サービスに利用できる「せたがや子育て利用券」(額面1万円)を配付します。

■3歳未満の多胎児を育てる家庭への支援

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

3歳未満の多胎児(双子や三つ子など)を育てるご家庭向けの事業です。

事業名	内容
ツインズプラスサポート(ヘルパー訪問事業)	多胎児を妊娠中～3歳未満の多胎児を育てるご家庭にヘルパーが訪問し、家事や育児などのお手伝いをします。年齢によって利用可能時間数が異なります。
多胎児家庭タクシー料金助成	3歳未満の多胎児を育てるご家庭が、乳幼児健診や予防接種等のために外出した際のタクシー料金を助成します。上限は年齢ごとに24,000円で、申請にあたっては、条件があります。

■ふれあいサービスの産前産後等援助サービス

(社福)世田谷区社会福祉協議会
各地区事務局または各地域社協事務所
(➡192頁)

産前産後等で家事や育児が困難な方の自宅に、ふれあいサービス協力会員が訪問し、家事や育児を補助します。利用には登録が必要です。

〈対象〉

- 産前産後で家族から家事の援助を受けられない方(産前は医師から要安静と診断された期間、産後は退院後原則1か月)
- 小学3年生までの子どもの保護者で、一時的な病気やけが等で家事育児が困難な方(原則1か月)

〈利用料〉1時間1,000円(ほかに年会費2,000円、3か月以内の一時利用1,000円)

産後ケア事業

総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)

産後、育児疲れや育児不安があり、ご家族の支援が受けられない母子を対象に、ショートステイ(宿泊)やデイケア(日帰り)、アウトリーチ(訪問)で助産師によるケアを受けたり、授乳方法や育児について相談ができます(ショートステイ・デイケアは産後4か月未満、アウトリーチは産後1年未満、事前登録が必要)。

〈利用期間・利用者負担〉

ショートステイ7日まで(1泊2日9,000円、その後1日ごと4,500円)、デイケアとアウトリーチ合わせて7日まで(デイケア1日3,000円、アウトリーチ1回2,000円)。

※産後ケア事業クーポン券による減額制度あり。
※住民税非課税世帯などは減免制度あり。

子どもの医療

子ども等の医療費助成制度

子ども家庭課

☎5432-2309 FAX5432-3081

■乳幼児医療証[㊟]・子ども医療証^㊿・高校生等医療証^㊽の交付

子ども等を対象に医療費を助成します。

〈助成対象〉

以下の全てを満たす場合

- 区内に住所がある。
- 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(4月1日生まれの場合は前日の3月31日まで)である。
- 国民健康保険または社会保険(社会保険各法によるもの)に加入している。
- 次の医療費助成を受けていない。
・生活保護・児童福祉施設入所者・里子等

〈助成内容〉

- 健康保険が適用される医療費の自己負担額
- 入院時の食事療養費標準負担額

〈助成方法〉

医療証を医療機関に受診の際に、マイナ保険証（または健康保険証等）と一緒に提示してください。

〈申請〉

子ども家庭課、または総合支所子ども家庭支援

課（⇒43頁）の窓口（郵送、電子申請可）

子どもの医療費の助成内容は、区市町村によって異なりますので、ご注意ください。

子どものその他の医療・保健

子どものその他の医療の種類

種類	内容	問い合わせ先
新生児聴覚検査	都内委託医療機関で使用できる受診票を母子健康手帳とともに交付します（一定金額を上限として助成するもので、検査費用によっては自己負担が発生します）。都外の医療機関（里帰り先等）で受診した場合や、助産所にて受診票を使用せず受診した場合は費用の一部を助成します（申請期限は出産した日から1年以内）。	世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102
乳幼児健康診査 (⇒144頁 表9-1)	乳幼児期の適切な時期に健康診査を実施しています。該当の方には個別に通知します。 ※区外から転入して間もない方は、ご連絡ください。	総合支所健康づくり課 (⇒43頁) 世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102
未熟児養育の医療給付	出生時の体重が2,000g以下の場合や、医師が入院養育を必要と認めた場合、指定医療機関で医療給付を受けられます。	
慢性疾患の子どもの医療費助成 (小児慢性特定疾病医療費給付制度)	18歳未満で次の病気にかかっている場合、医療費の助成を受けられます。 〈対象〉悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、こう原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患	総合支所健康づくり課 (⇒43頁)
大気汚染による健康障害のある子どもの医療費助成	18歳未満で、大気汚染の影響によると推定される4疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫）にかかっている場合、医療費の助成を受けられます。	
精神に障害のある子どもの医療費助成	18歳未満で精神障害のため入院治療を受ける場合、医療費の助成を受けられます。	
からだの不自由な児童の自立支援医療（育成医療）給付	身体に障害のある18歳未満の子どもで、確実に治療効果が期待されるとき、指定医療機関で必要な医療の給付を受けられます（所得制限あり）。	
結核の子どもの医療費給付等（療育給付）	18歳未満で、結核にかかっている方が、治療のため長期入院が必要と認められ、指定医療機関に入院した場合、入院医療の給付と学用品の援助が受けられます。 ※世帯収入に応じた自己負担があります。	世田谷保健所 感染症対策課 ☎5432-2370 FAX5432-3022
子どもの予防接種 (⇒144頁 表9-1)	区では、感染症の予防に適した時期に予防接種ができるよう、具体的な日程や場所等について、個別に郵送でお知らせしています。 ※区外から転入して間もない方や通知を紛失した方はご連絡ください。	世田谷区予防接種 コールセンター (世田谷保健所 感染症対策課) ☎5432-2437 FAX5432-3022
子どものインフルエンザ予防接種費用助成	中学生までの子どもが、10月1日～翌年1月31日まで区内の指定医療機関で接種した場合、予防接種の費用を一部助成します。 〈助成額〉2,000円 〈助成回数〉2回（6か月～12歳まで） 1回（13歳～15歳まで） ※やむを得ない理由（入院、里帰り出産、ワクチンの成分にアレルギーがあるなど）により、指定医療機関で接種できない場合は、事前にご相談ください。	



種類	内容	問い合わせ先
麻しん・風しん予防接種未接種者への接種費用助成	申請により予防接種予診票を発行します。 〈対象〉 ①2歳から第2期の対象期間(小学校入学前年の4月1日から入学年の3月31日まで)に至るまでの年齢で第1期末接種の方 ②小学校1年生以上18歳以下で第2期末接種の方 〈費用〉 無料 〈助成回数〉 対象の①②各期間1回ずつ 〈接種場所〉 区内の指定医療機関 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。	世田谷区予防接種コールセンター (世田谷保健所感染症対策課) ☎5432-2437 FAX5432-3022
おたふくかぜ予防接種費用助成	指定医療機関で予防接種の費用を一部助成します。 〈対象〉 1歳～小学校入学前の子ども 〈助成額〉 3,000円 〈助成回数〉 2回 〈接種場所〉 区内の指定医療機関 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。	
HPVワクチンの男性への接種費用助成	指定医療機関で予防接種の費用を全額助成します。 〈対象〉 小学校6年生～高校1年生相当年齢の男性 〈費用〉 無料 〈助成回数〉 3回 〈接種場所〉 区内の指定医療機関 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。	

〈表9-1〉子どもの健康診査・予防接種のスケジュール

※実施会場は、健康診査または予防接種の通知の際にご案内します。

時期	健康診査	予防接種	通知時期(郵送)
生後1か月	1か月児健診	—	〈費用助成〉 妊娠届出時にお渡しする「母と子の保健バッグ」に同封 ※助成対象者等詳細は、区HP(10722)を必ずご確認ください。
生後2か月	—	小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタウイルス・五種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	〈予防接種〉 生後1か月になった月の月末
生後3か月	3～4か月児健診	BCG(1歳未満)	〈健診〉 生後3か月になった月の月末 ※6～7か月・9～10か月児健診は3～4か月児健診のご案内に同封しています。
生後6か月	6～7か月児健診		〈予防接種〉 生後4か月になった月の月末
生後9か月	9～10か月児健診	●麻しん風しん混合(1期) (1歳以上2歳未満) ●水痘(1歳以上3歳未満)	〈予防接種〉 生後11か月になった月の月末
1歳	—	—	〈健診〉 内科は1歳5か月になった月の月末、 歯科は1歳6か月になった月の月末
1歳6か月	1歳6か月児健診 ●内科 ●歯科	—	〈健診〉 2歳5か月になった月の月末
2歳6か月	2歳6か月児歯科健診	—	〈健診〉 3歳になった月の月末 〈予防接種〉 2歳11か月になった月の月末
3歳	3歳児健診	日本脳炎(1期初回) (生後6か月以上7歳6か月未満)	〈健診〉 3歳になった月の月末 〈予防接種〉 2歳11か月になった月の月末
4歳	—	日本脳炎(1期追加) (7歳6か月未満)	〈予防接種〉 3歳11か月になった月の月末
就学前	—	麻しん風しん混合(2期) (小学校入学前年の4月1日から入学年の3月31日まで)	〈予防接種〉 小学校入学1年前の3月末
就学時	就学時健診	—	〈健診〉 小学校入学前年度の10月中旬～11月 ※就学時健診については学校健康推進課 (☎5432-2693 FAX5432-3029)
9歳	—	日本脳炎(2期) (9歳以上13歳未満)	〈予防接種〉 8歳11か月になった月の月末
11歳	—	二種混合(ジフテリア、破傷風) (11歳以上13歳未満)	〈予防接種〉 10歳11か月になった月の月末



時期	健康診査	予防接種	通知時期(郵送)
中学校1年生	-	HPVワクチン(小学校6年生～高校1年生相当年齢の女子)	<予防接種> 中学校入学前の3月末

※予防接種は、法律の改正により接種内容が変わることがあります。

ひとり親家庭等の医療

ひとり親家庭等の医療費助成制度

総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)

■ひとり親家庭等医療証[㊟]の交付

ひとり親家庭等の医療費を助成します。

※ひとり親家庭とは(➡148頁)

<助成対象>

以下のすべてを満たす場合(所得制限があります)。

- 18歳の年度末(中度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり

親家庭等(児童が児童福祉施設等に入所している場合は対象外)

- 国民健康保険または社会保険に加入している

<助成内容>

健康保険が適用される医療費の自己負担額の一部を助成します

<助成方法>

医療証を医療機関受診の際に、健康保険の資格等が確認できるものと一緒に提示してください。

<申請>

総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)の窓口

子育ての支援

児童手当等

児童の健全育成のため、児童手当等各種の手当があります。

児童手当等の種類 ※いずれも申請手続きが必要です。

種類	支給要件	備考	問い合わせ先
国の制度	児童手当 18歳の年度末までの児童を養育している場合(4月1日生まれの児童は18歳の誕生日前日の3月31日まで)	●所得制限なし ●公務員は勤務先で支給(独立行政法人等、勤務先から支給されない方を除く)	子ども家庭課 ☎5432-2309 FAX 5432-3081
	児童扶養手当 18歳の年度末までの児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等	●所得制限あり ●児童が児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課(➡43頁) ※申請について詳しくはお問い合わせください。
	特別児童扶養手当 心身に重度または中度程度の障害のある20歳未満の児童を養育している場合(身体障害者手帳1～3級(一部除く)・一部4級程度、愛の手帳1～3度程度、そのほか内部障害、精神障害、疾病等)	●所得制限あり ●児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合、児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課(➡43頁) ※申請について詳しくはお問い合わせください。
区(都)の制度	児童育成手当 18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭等 心身に障害のある20歳未満の児童を養育している場合(身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症)	●所得制限あり ●児童が児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課(➡43頁) ※申請について詳しくはお問い合わせください。
その他障害関係手当(➡130頁～)			

■日常生活用具の給付

総合支所保健福祉課(➡43頁)

小児慢性特定疾病児童のいる家庭に、程度に応じて入浴補助用具、特殊寝台、歩行支援用具等の日常生活用具を給付します(児童福祉法、障害者総合支援法の給付を優先)。

※所得制限、所得に応じた自己負担あり。

区公式 LINE「子育てメニュー」

(➡21頁)

区公式LINEで子育て支援情報をご覧いただけます。子育てイベント情報や利用者の登録情報に合わせた子育て支援情報をトーク画面でお知らせします。



子どもの一時預かりサービス

■赤ちゃんショートステイ・子どものショートステイ

総合支所子ども家庭支援課 (⇒43頁)

保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護等により一時的に子どもの養育ができなくなったときに、0～12歳のお子さんを乳児院や児童養護施設等でお預かりします(1回につき7日以内)。

〈利用料〉1泊2日6,000円(1日3,000円)

※住民税非課税世帯は無料。

■トワイライトステイ

総合支所子ども家庭支援課 (⇒43頁)

仕事などで保護者の帰宅が遅くなるときや、祝・休日に保護者が不在のときに、小学生のお子さんを区内の児童養護施設でお預かりします。

〈利用料〉1回1,600円 ※住民税非課税世帯は無料。

■ほっとステイ (⇒204頁～)

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

美容室に行きたい、カルチャー講座に参加したいなど、保護者の理由にかかわらず就学前のお子さんをお預かりします。

施設によって、対象年齢や利用料金が異なりますので、直接施設にお問い合わせください。(⇒204頁～)

■ファミリー・サポート・センター事業

(社福) 世田谷区社会福祉協議会

世田谷区ファミリーサポートセンター

☎5429-1200 FAX5429-1202

あらかじめ紹介した援助会員(有償ボランティア)が保護者に代わり、子ども(生後43日～小学校6年生まで)の短時間の預かりや保育園等の送迎を行います。

事前の利用会員登録が必要です。

※ご利用にあたっては、二次元コードに記載の「利用の要件」をご確認ください。



〈謝礼金〉1時間800円、その他実費

■ひととき保育

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

子育て中の方が、区または区民団体主催の講演会や地域活動等に安心して参加できるよう、お子さんを一時的にお預かりする制度です。

〈対象〉首のすわっている生後5か月～就学前の子

〈費用〉主催者側で負担

子育ての交流・団体の支援

■おでかけひろば (⇒204頁～)

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、相談・交流できる広場です。月齢にあったおもちゃが用意され、経験豊富なスタッフがいるので、気軽に育児相談ができます。

定期的にイベントも開催しています。

■子どもの近くで働くことができるワークスペース (⇒204頁～)

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

親子で気軽に立ち寄れる「おでかけひろば」の中で、子どもを預けながら仕事が行えます。

■子育てサロン

(社福) 世田谷区社会福祉協議会

各地区事務局または各地域社協事務所

(⇒192頁)

子育て中のお父さん・お母さんや、地域の子育て経験者が、情報交換・子育て相談等の交流を行う場です。

■子育て活動団体助成

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

区内で幼児の子育て活動を行っている団体に補助金を交付します(募集は年1回、交付条件あり)。

■自主保育団体助成

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

区内で保護者が主体となって保育活動を行っている団体に補助金を交付します(募集は年1回、交付条件あり)。

■外遊び活動団体

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

区内で幼児の外遊び活動を行っている団体の認定をしています(募集は随時、認定要件あり)。認定を受けた団体を利用する保護者に対し、給付制度があります。



■子ども・子育て地域活動支援助成

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX 5432-3081

区民・事業者の皆さんの寄附を基に、子どもや子育てに関する地域の支援活動を推進するための基金です。基金を活用し、区内で支援活動を行う団体等の事業に助成します(募集は年1回、交付条件あり)。

■発達障害相談・療育センター「げんき」

☎5727-2236 FAX 5727-2238

知的な遅れを伴わない発達障害やその疑いのある方、またはその家族、関係機関からの相談に応じます。また、18歳未満の児童を対象に療育等の支援を行います(相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの法定料金)。

〈所在地〉

大蔵2-10-18

大蔵二丁目複合型子ども支援センター 2・3階

〈時間〉

月～土曜(祝・休日、年末年始を除く)午前9時～午後6時

■子育てステーション発達相談室

知的な遅れを伴わない発達障害またはその疑いのあるお子さんについて専門職による発達相談を行います。相談内容に応じて対応の助言や関係機関のご紹介、継続的な相談、療育(烏山と桜新町のみ)を行います(相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの法定料金)。

問い合わせ先	時間
子育てステーション世田谷 (下馬2-37-15昭和女子大学S-b棟 2階) ☎6450-9566 FAX 6450-9567	水・木・土曜 午前10時～ 午後6時
子育てステーション成城 (成城6-5-34成城コルティ 3階) 圃 烏山発達相談室 ☎5384-7811 FAX 5384-4603	第2・3木曜 午後1時～5時
子育てステーション烏山 (南烏山5-17-5 4階) ☎5384-7811 FAX 5384-4603	月～土曜 午前9時～ 午後6時
子育てステーション桜新町 (桜新町2-8-1世田谷目黒農協本店 ビル1階) ☎5426-3521 FAX 3425-8655	月～土曜 午前9時～ 午後6時
子育てステーション梅丘 (松原6-41-7) ☎6304-3440 FAX 5300-2998	火～土曜 午前9時～ 午後6時

※開室日については、いずれの相談室も祝・休日及び年末年始を除く。

児童相談所(⇒40頁)

世田谷区児童相談所

☎6379-0697 FAX 6379-0698

18歳未満の子どもに関する養護、障害、非行、育成などの相談を電話または来所により受け付けます。

児童館(⇒206頁)

児童課

☎5432-2306 FAX 5432-3016

小学生・中高生世代の誰でも自由に利用することができ、日常の遊びや、こどもまつり、キャンプ等の仲間と共に豊かな経験ができるイベントを通じて、子どもたちの成長を図る施設です。また、乳幼児の子育て世帯への支援として、仲間づくりや情報交換、相談等を行うサークル活動やひろば事業も実施しています。

新BOP

児童課

☎5432-2308 FAX 5432-3016

地域学校連携課

☎5432-2739 FAX 5432-3025

「学童クラブ」と「BOP」を統合した「新BOP事業」を区立小学校全校で実施しています。

(⇒206頁～)

■学童クラブ

保護者の就労・疾病等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭で、所定の入会基準を満たす区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生(配慮を要する児童は6年生まで)の児童を対象に、適切な遊びや生活の場などを提供し、成育支援を行っています。

■BOP

BOPとは「Base Of Playing: 遊びの基地」という意味です。異なる年齢の子どもたちが一緒になって遊び、友達の輪を広げていくことで、児童の健全育成をめざします。対象は、通学している区立小学校の1～6年生の児童です。

小学校の「遊び場開放」

地域学校連携課

☎5432-2723 FAX 5432-3025

区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しています。

〈開放日〉

土・日曜、祝・休日、夏・冬・春休みなど

〈利用対象〉

児童、幼児(幼児は大人の付き添いが必要)



ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭とは

「ひとり親家庭」とは、次のいずれかに該当する18(20)歳未満の児童を養育している家庭をいいます(制度によって対象となる方が異なります)。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害を有する児童

- 父または母が生死不明である児童
 - 父または母に1年以上遺棄されている児童
 - 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所からの保護命令を受けた児童
 - 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - 母の婚姻によらないで出生した児童
- 暮らしや住まいの支援、手当、医療費助成、就業の支援、相談、情報提供のサービスがあります。詳しくはお問い合わせください。

〈表9-2〉ひとり親家庭対象の支援一覧

サービスの種類	対象		内容	問い合わせ先	
	母子家庭	父子家庭			
ひとり親家庭等の医療費助成制度	○	○	総合支所子ども家庭支援課(➡43頁・145頁)		
ホームヘルパーの訪問	○	○	小学3年生以下の児童がいるひとり親家庭の方が、ひとり親になった直後や就業等、保護者または児童の一次的なけがや病気等で家事や育児等日常生活で援助が必要な場合、一定期間ホームヘルパーが訪問します(所得に応じて、利用制限または自己負担あり)。	総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)	
生活保護	○	○	総合支所生活支援課(➡43頁)		
母子及び父子福祉資金	○	○	総合支所子ども家庭支援課(➡43頁・139頁)		
母子及び父子福祉応急小口資金	○	○			
応急小口資金	○	○	総合支所生活支援課(➡43頁)		
暮らしの支援	東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	○	○	(社福)世田谷区社会福祉協議会(自立相談支援機関) ぷらっとホーム 世田谷(➡138頁)	
	所得税の軽減	○	○	税務署(➡173頁)	
	JR通勤定期の割引	○	○	児童扶養手当(➡145頁) 証書の交付を受けている世帯の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。	総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)
	都営交通の無料乗車券	○	○	児童扶養手当(➡145頁) 証書の交付を受けている世帯の世帯員のうち、1人に限り都営交通(都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)の無料乗車券が交付されます。	
	水道・下水道料金の減免	○	○	児童扶養手当(➡145頁) 証書の交付を受けている世帯は、水道、下水道料金の減免制度があります。	
	粗大ごみ等処理手数料の免除	○	○	児童扶養手当(➡145頁) 証書の交付またはひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、粗大ごみ等処理手数料の免除制度があります。	
	ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業(休養ホーム)	○	○	区の指定した遊園地等の日帰り施設利用料を一部補助します(所得制限あり)。	
住まいの支援			母子生活支援施設	18歳未満の子どものいる母子世帯が、子どもの養育に困難や問題を抱える場合に、自立までの一定期間入所できる施設で、母子支援員の支援や助言を受けることができます。所得に応じた費用負担があります。また、入所に際し審査があります。	

サービスの種類	対象		内容	問い合わせ先
	母子家庭	父子家庭		
手当・年金	児童扶養手当	○	○	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁・145頁)
	児童育成手当	○	○	
	遺族基礎年金(死別の場合)	○	○	国民年金の給付 (➡112頁〈表6-8〉)
	離婚等による年金分割	○	○	婚姻期間中の厚生年金記録を分割する制度です。 ※請求期限は原則離婚等した日の翌日から2年以内。 世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 (➡64頁①)
就業の支援	母子・父子自立支援プログラム	○	○	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁)
	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	○	○	
	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	○	○	就業に必要な教育訓練の対象講座を受講したとき、経費の一部を支給します(要事前相談)。 受講期間中の生活の負担を軽減し、就業に有利な資格の取得を促進するため、受講期間のうち一定期間について訓練促進給付金を、修了時に修了支援給付金を支給します。
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	○	○	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給します(要事前相談)。
相談	民生委員・児童委員	○	○	総合支所生活支援課 (➡43頁)
	家庭相談	○	○	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁)
	母子・父子相談	○	○	
	女性の相談	○		
情報提供	ひとり親家庭支援メールマガジン	○	○	相談、住宅支援、就業支援、子育て支援等について申請時期に合わせて配信します。(➡21頁)
	ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すために	○	○	ひとり親家庭のための事業や相談先についてまとめた冊子です。 子ども家庭課 ☎ 5432-2569 FAX 5432-3081

保育・幼児教育

保育施設等の利用

保育施設等の利用を希望する場合は、利用のための認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。教育・保育給付認定を受ける場合は、申請が必要です。

- (1) 教育・保育給付認定が必要な施設・事業
認可保育園、認定こども園、地域型保育事業
- (2) 保育園等の入園及び教育・保育給付認定の申請
入園を希望する月の前月10日(閉庁日の場合は前開庁日・11月～4月入園の締め切り日は異なります)までに、保育所等入園(転園)申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定用)を総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)へご提出ください。電子申請も可能です。手続きに必要な書類は、保護者の状況により異なりますので、あらかじめお問い合わせください。

- (3) 支給認定証の交付
教育・保育給付認定を受けた方には、区から「支給認定証」を交付します。
- (4) その他の認可外保育施設の利用について
区へ申し込む施設及び事業以外の保育室、保育ママ、認証保育所、企業主導型保育施設等の認可外保育施設の利用を希望する場合は、施設との直接契約となります。ただし、区からの保育料補助を受ける際や施設を利用する際に、保育の必要性の認定を受ける必要がある場合があります。
(➡150頁)



保育園等の情報

〈区立認可保育園について〉
保育課区立保育園運営担当
☎6453-4837 ☎6453-4856
〈私立認可保育園、私立認定こども園、地域型保育事業について〉
保育課保育育成支援担当
☎5432-2320 ☎5432-3018
〈区立認定こども園について〉
乳幼児教育・保育支援課
☎6453-1531 ☎6453-1534
〈保育室、保育ママについて〉
保育認定・調整課
☎5432-2572 ☎5432-3018
〈認証保育所について〉
保育認定・調整課
☎5432-2324 ☎5432-3018
〈認可保育園、認定こども園(保育認定枠)、地域型保育事業(事業所内保育事業の従業員枠を除く)の入園申込みについて〉
総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)

区内の保育園・認定こども園・地域型保育事業・保育室・保育ママ・認証保育所の空き情報等は、区ホームページで案内しています。

保育園 (一覧➡193頁～)

保護者が仕事や病気等のために保育を必要とするお子さんを、保育園で保育します。入園は、毎月1日からです。月途中からの入園はできません。

認定こども園 (一覧➡198頁)

保護者の就労の有無や形態にかかわらず、教育と保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援を行います。入園の手続きは、保育園機能を利用する場合(保育認定枠)は、区(総合支所子ども家庭支援課)へお申し込みください。幼稚園機能を利用する場合(教育標準時間認定枠)は、直接施設にお申し込みください(区立認定こども園の幼稚園機能を利用する場合は、「区立幼稚園等への入園」をご覧ください)。

地域型保育事業 (一覧➡198頁～)

原則19人以下の定員で0～2歳のお子さんを保育する区の認可事業です。家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業(従業員枠・地域枠)・居宅訪問型保育事業があります。

保育室 (一覧➡199頁)

定員30人未満の小規模な民営の保育施設です。施設の特徴を活かした運営を行っています。利用申込みは施設に直接お申し込みください。
〈対象〉生後43日から3歳未満の乳幼児

保育ママ

区の定める資格条件を満たす保育ママの自宅で3～5人のお子さんを保育します。利用申込みは各施設に直接お申し込みください。
〈対象〉生後36日から3歳未満の乳幼児

認証保育所 (一覧➡199頁～)

東京都の認証を受けた保育施設で、1日13時間以上開所しています。A型とB型があり、各施設で、保育料や保育内容が異なります。利用申込みは各施設に直接お申し込みください。
〈対象〉月48時間以上利用する方

保育料の無償化

保育認定・調整課

☎5432-1200 ☎5432-1506

幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳クラスの全世帯及び0歳から2歳クラスの住民税非課税世帯のお子さんの保育料(延長保育料は除く)が無償化されます(一部限度額あり)。

認可外保育施設や、幼稚園の預かり保育等を利用しているお子さんの保育料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受けていない方は「給付認定申請書」と、保育を必要とする理由の根拠書類(保護者の方全員分)を保育認定・調整課入園担当にご提出ください。

保育料負担軽減補助制度

問い合わせ先：幼保補助金事務センター

☎6453-4990

担当課：保育認定・調整課

☎5432-2313 ☎5432-3018

認証保育所、保育室、保育ママ及び指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設にお子さんを預けている世帯については、所得等に応じた補助制度と、きょうだいのいる世帯に対する補助制度があります(各種要件あり)。

緊急保育

総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)

入院や出産等で緊急に保育を必要とするとき、区立保育園等で保育します。

一時保育

総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)

保護者が就労や通学、通院等で昼間家庭における保育が一時的に困難であるとき、保育園、認定こども園、指定保育室等で保育します。

病児・病後児保育室 (一覧➡200頁)

保育課

☎5432-2325 ☎5432-3018

保育施設を利用している乳幼児が、病気やけが等で集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的にお預かりします。

幼稚園 (一覧➡200頁～)

■区立幼稚園等への入園

乳幼児教育・保育支援課

☎6453-1531 ☎6453-1534

区立幼稚園・区立認定こども園は8園あり、4・5歳児が対象です。

※多聞幼稚園のみ3歳児募集

〈新入園児募集〉

11月頃、区広報紙等でお知らせします。

〈入園申込みの受付〉

オンライン受付、乳幼児教育・保育支援課窓口
(随時申込は、各区立幼稚園・区立認定こども園)

※区立認定こども園の保育園機能を利用する場合(保育認定枠)は、「保育園等の情報」(➡150頁)をご覧ください。

■私立幼稚園への入園

〈園児募集〉10月中旬頃

〈入園申込みの受付〉各私立幼稚園

■私立幼稚園等園児の保護者への補助

子ども・若者支援課私学係

☎5432-2066 ☎5432-3016

私立幼稚園等園児の保護者に、入園料・保育料等を補助します(限度額あり)。

※ただし、施設型給付対象の私立幼稚園を除く。

小・中学校

区立小・中学校

■区立小・中学校への入学

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3067

小・中学校就学前の1月中旬に、該当するお子さんのいる保護者に「就学通知書」をお送りします。その通知書を持って、指定された通学区の学校へ入学してください。

■転校の手続き

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3067

世田谷区外から転入してきた方には、住民登録の手続き(➡76頁～)の際に「学校指定通知書」

をお渡しします。その通知書と前に在籍していた学校から渡された「教科用図書給与証明書」、「在学証明書」を持って、指定された学校で転校の手続きをしてください。

世田谷区内の転居で転校を伴う場合も、同様の手続きになります。

■就学にあたっての健康診断

学校健康推進課学校健康推進係

☎5432-2693 ☎5432-3029

翌年4月に小学校へ入学予定のお子さんを対象に、10月中旬～11月に区立小学校で健康診断を行います。日時・会場のご案内は9月から10月上旬にお送りします。

※外国籍のお子さんについては、学務課就学係で入学手続き後に、ご案内一式を郵送します。(指定校の健診実施日より後に申請の場合を除く。)

■就学援助費

学務課学事係

☎5432-2686 ☎5432-3067

国公立小・中学校での就学に必要な学用品費、校外授業費、修学旅行費などの一部を支援しています(所得制限あり)。詳しくは区ホームページをご覧ください。

※申請時期に応じて支給対象期間等が異なる場合があります。

■外国籍のお子さんの区立小・中学校への入学

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3067

外国籍のお子さんで、区立小・中学校に入学を希望する方は、住民登録の届出後、学務課にお越しください。

※現在区立小学校に在籍している児童が、区立中学校へ進学する場合も、新たに入学手続きが必要です。

■中学校夜間学級

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3067

三宿中学校

☎3424-5255 ☎3424-5380

中学校を卒業していない方または、様々な事情により中学校で十分に学べなかった方のために、中学校の夜間学級(三宿中学校のみ)があります。都内在住または在勤で義務教育年齢を過ぎた方が対象になります。



小・中学生の安全対策

■防犯ブザーの支給

学務課学事係

☎5432-2686 ☎5432-3067

小・中学生を不審者等から守るために、区内在住の小・中学生に「携帯用防犯ブザー」を支給しています。

〈支給申請先〉

- 世田谷区立小・中学校の通学者
各学校(➡201頁～、203頁)
- 上記以外の小・中学校の通学者
学務課
総合支所くみん窓口区民担当(➡49頁)
出張所(➡50頁～)
一部のまちづくりセンター(申請受付を行っていないまちづくりセンターは、太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山です。)(➡52頁～)

障害や発達上の特性がある子どもの教育

■特別支援学級等

支援教育課

☎6453-1514 ☎6453-1534

区立小・中学校に、障害や個々の状態に応じた学級等があります。(➡表9-3)

■就学奨励費

学務課学事係

☎5432-2686 ☎5432-3067

区市町村立小・中学校の特別支援学級等への就学に必要な学用品費、校外授業費、通学費などの一部を支援しています。詳しくは区のホームページをご覧ください。

※通常学級に在籍している場合も対象となる場合があります。

〈表9-3〉特別支援学級等(各学校の連絡先等 ➡ 201頁～、203頁)

学級種別	学校名	備考	
知的障害学級	小学校	三宿、世田谷、松沢、旭、経堂、弦巻、山崎、奥沢、尾山台、桜町、瀬田、用賀、玉堤、烏山、塚戸、祖師谷、明正、芦花、下北沢	その学校に在籍して毎日通学
	中学校	松沢、北沢、弦巻、八幡、尾山台、砧、芦花、上祖師谷、世田谷	
肢体不自由学級	小学校	松沢、奥沢	
	中学校	東深沢	
自閉症・情緒障害学級	小学校	多聞、旭、池之上、玉川、京西、烏山、船橋	
	中学校	玉川、喜多見、世田谷	
特別支援教室(情緒障害等)	小学校	全校設置	在籍校で週1～2回程度指導を受ける
	中学校	全校設置	
弱視学級	小学校	笹原	在籍校から週1～2回程度通学(通級指導)
難聴学級	小学校	駒沢、烏山北	
	中学校	駒沢	
言語障害学級	小学校	駒沢、九品仏、砧、烏山北	
特別支援学校	都立の学校です。(名称や連絡先等 ➡209頁)		

若者支援

■Cheer! ～わかものライフガイド～

子ども・若者支援課 事業担当

☎5432-2585 ☎5432-3050

主に中学生から39歳までの若者が利用できる施設や相談窓口などを紹介したガイドブックを、希望者にお渡しします。

■青少年交流センター

区内に3か所ある青少年交流センターは、若者の「自立と成長」を応援する施設です。居場所としての「のんびりさ」とやりたいことを見つけられる「面白さ」があります。地域の方々と交流する機会もあり、「出会える」喜びと「みんなで

創る”喜びを体験することができます。



池之上



野毛



希望丘

〈池之上青少年交流センター「いけせい」〉

☎3413-9504 ☎3419-0889

マンガを読んだり、ボードゲームができる多目的スペース、バンドやダンス等、自由に活動できる音楽室、静かに勉強ができる読書室等があるほか、テニス・バスケット・卓球をすることもできます。年間を通じて様々なイベントやプログラムを実施しています。

〈野毛青少年交流センター「のげ青」〉

☎3702-4587 ☎6809-8739

ダンスや演劇の練習ができる創作活動室、料理やお菓子作りができる厨房・食堂、みんなが集う多目的スペース、ホール等があり、多彩なイベントやプログラムを実施しています。宿泊もできるので、交流を深める場として利用することもできます。

〈希望丘青少年交流センター「アップス」〉

☎6304-6915 ☎6304-6916

マンガやボードゲームがあり、自由にくつろぐことのできる多目的スペース、音楽・ダンス・演劇等の表現活動ができる多目的ホール、無料でWi-Fiが使える、充電用コンセントも備えたカフェのある交流スペースのほか、学習室、音楽スタジオ、調理室等、様々な機能を備えた施設です。

■中高生世代の身近な居場所

子ども・若者支援課 事業担当
☎5432-2585 ☎5432-3050

大学生が中心となって運営する、中高生をはじめとした若者のための居場所です。

〈あいりす〉

小学校5年生から24歳までの女性の居場所

〈たからばこ〉

小学校5年生から高校生世代までの若者の居場所



あいりす



たからばこ

■メルクマールせたがや (世田谷若者総合支援センター)

☎3414-7867 ☎6453-4750

学校生活になじめない等の様々な理由で悩んでいる区内在住の若者やひきこもり等で悩んでいる区内在住の方と、その家族を対象とした相談のほか、自己肯定感を持てるようなプログラムへの参加や他者との交流ができる居場所があります。また、家族セミナーや家族会を定期的に行っています。詳しくはメルクマールせたがやへお問い合わせください。

■せたがや若者フェアスタート事業 (児童養護施設退所者等支援事業)

児童相談支援課
☎6304-7740 ☎6304-7786

児童養護施設や里親などの元を巣立った若者

や、虐待等の逆境的体験があり、親族からのサポートがなく困難な状況にある若者の社会的自立に向けた支援を行っています。若者たちが、夢と希望をもって未来を切り開くことができるよう、給付型奨学金・住宅支援・居場所支援・資格等取得支援・家賃支援・医療費支援・相談支援を行っています。

■せたえール (児童養護施設退所者等相談支援事業)

☎6407-0901

児童養護施設や里親等の元を巣立った若者など、親をたよることのできない若者が気軽に立ち寄れる居場所です。予約制の個別相談も行っています。詳しくはせたえールへお問い合わせください。



■世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金

児童相談支援課
☎6304-7740 ☎6304-7786

せたがや若者フェアスタート事業の給付型奨学金・資格等取得支援・家賃支援・医療費支援を社会全体で支える仕組みとするため、基金を創設し広く寄附を募っています(➡14頁)。

■若者世代のための情報発信 「情熱せたがや、始めました。(ねつせた!)」

子ども・若者支援課 事業担当
☎5432-2585 ☎5432-3050

若者に身近なSNSを活用し、高校・大学生を中心とした若者が、若者目線で世田谷区の魅力を届けています。

下記二次元コードよりぜひご覧ください。



「情熱せたがや、始めました。」
(ねつせた!)
ホームページ

■メンタルヘルスチェック「こころの体温計」

世田谷保健所健康推進課
☎5432-2947 ☎5432-3102

「こころの体温計」は、スマートフォン・携帯電話・パソコンを利用して、自分や家族等のこころの健康状態を気軽にチェックできるシステムです。右記二次元コードよりぜひご覧ください。

